

設置場所

東京都の火災予防条例によりリビング、ダイニング、子供部屋などの普段使っている全ての居室、階段、台所の天井又は壁に設置が義務付けられています。

全ての
居室、階段、台所
に設置を！

※トイレ、浴室、納戸には設置義務はありません。
※自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要はありません。



点検方法

本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。正常な場合は、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。



ボタンを
押す！

または



ひもを
引く！

※一般的に点検の際の音声等は自動で停止します。

日頃のお手入れ

●汚れが目立ったら

乾いた布でふき取りましょう。

●台所に取り付けた住警器のお手入れ

油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取って下さい。

住警器にホコリなどが付くと、火災を感知しにくくなります。



警報音が鳴ったとき

●火災の時

大声で周りに火災を知らせ、**119番通報**をしましょう。可能なら消火器などで消火を行ってください。

●火災ではない時

火災以外の湯気や煙などを感知して警報音が鳴った時は、本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて警報音を停止します。また、室内の換気をする则警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

消火器を使用する時の注意点

- ☐ 焦らず、落ち着いて、「火事だ!」と大きな声で周囲に知らせる。
- ☐ 炎が天井に達したら、すぐに避難する。
- ☐ 避難路は、常に確保しておく。

